

今年から正式に団体種目として取り入れられることになった「銃剣道」



銃剣道

今年から正式に団体種目として取り入れられることになった「銃剣道」

田沢昌平さん(黒鳥三)が 国体に出場!!

これによって十月十二日から、栃木県で行われる国体に新潟県代表選手として参加が確定。黒埼支部結成、わずか二年の快挙に五十五名の部員も大喜び。是非入賞されるようみなさんのご声援をお願いします。



黒埼支部の戦績  
 ●県大会 個人戦二位 一名  
 ●三条大会 個人戦三位 一名  
 ●新潟大会 個人戦三位 二名  
 ●護国神社大会 団体 優勝

後輩の演奏にうっとり  
 第31回成人式



「第三十一回黒埼町成人式」が去る八月十五日総合体育館において公民館主催で行われました。今年の成人者は二百三十四名(男子百二十三名、女子百一十一名)成人を代表して笹川藤範君が、成人としての自覚を力強く宣誓し石附紀子さんがお礼のことばをのべ式を終りました。

みなさんの健康は ほかせて下さい

老人人口の増加にともない保健委員として地域に何を優先に活動することがよいかを自治会長と話し合っていました。全国的に色々な事業が打ち出されている中で病気の早期発見と同時に予防活動が日常生活の中で進められています。まず、健康は食生活からと言う事で山田地区の老人クラブを対象に、食事の地区伝達を実施しました。

元気で長生き運動の一つに目に見えない栄養面は健康づくりの一番大きなウェイトを占めておられます。栄養のバランス食、塩分をへらし食物の持ち味を出す料理方法、甘さをおさえたオヤツも一品添えました。試食会の後は保健所の黒坂婦長さんを囲んで健康についての講話がありました。あなたは若いね。

各公的年金制度の通算老齢(退職)年金額の計算式……その5

1. 国民年金 年金額 =  $\{(1,300円 \times \text{保険料納付済月数}) + (1,300円 \times \text{保険料免除月数} \times \frac{1}{2})\} \times (\text{スライド率})$
2. 厚生年金保険 年金額 =  $\{1,650円 \times (\text{被保険者期間月数}) + (\text{平均標準報酬月額}) \times \frac{10}{1000} \times (\text{被保険者期間月数})\} \times (\text{スライド率})$
3. 船員保険 年金額 =  $\{396,000円 \times (\text{スライド率}) + (\text{平均標準報酬月額}) \times \frac{1}{180} \times 180 \times (\text{スライド率})\} \times \frac{1}{180} \times (\text{被保険者期間月数})$
4. 国家公務員共済組合 年金額 =  $(477,972円 + \text{俸給月額} \times \frac{10}{1000} \times 240月) \times \frac{1}{240} \times \text{組合員月数}$

※昭和54年度のスライド率は1.207である。

年金講座 通算年金のあらまし



通算老齢年金は、公的年金(国民年金・厚生年金保険・船員保険・各種共済組合)の昭和三十六年四月以降の加入期間を合計(通算)して、一定期間以上あれば、それぞれの年金制度から、加入期間

年金講座 ② 通算老齢年金の計算

【例】

- 生年月日 大正9年4月2日
- 厚生年金加入期間8年(96月) 平均標準月額 100,000円
- 国民年金加入期間6年(72月)
- カラ期間(夫の共済組合)5年
- 通算対象期間19年(8年+6年+5年)

①厚生年金(通算老齢年金)  
 $\{(1,650円 \times 96月) + (100,000円 \times \frac{10}{1,000} \times 96月)\} \times 1.207 = 307,061円$

②国民年金(通算老齢年金)  
 $1,300円 \times 72月 \times 1.207 = 1,129,755円$

③共済組合のカラ期間は、期間として計算されますが、年金は支給されません。

各公的年金の加入期間の計算方法については、それぞれの一年以上の期間を単純につなぎあわせればよいわけでありませんが、特別な期間計算もありますので、表その4(昭和五年四月一日以前に生まれた方は、前月号表その1を参照)により、受給資格期間を確認してください。

老齢年金受給資格期間……(その4)

	各公的年金加入期間	資格期間
老齢年金	国民年金	25年以上
	厚生年金・各種共済組合	20年以上
	厚生年金(40才以上の男子の加入期間、35才以上の女子の加入期間)	15年以上
通算老齢年金	船員保険(35歳以上又は、小型漁船に乗組んだ場合は、期間が11年3か月以上)	15年以上
	国民年金+厚生年金+共済組合+(船員保険+)	25年以上
	国民年金+厚生年金	25年以上
通算老齢年金	国民年金+共済組合	25年以上
	厚生年金+共済組合	20年以上

※配偶者(自分の夫または妻)が、厚生年金・共済組合・船員保険加入の場合は、カラ期間として計算されます。

前号で、国民年金の老齢年金の計算をいたしました。表その5 通算老齢年金の計算式にあてはめて、通算老齢年金の計算をしてみましょう。

この計算でわかかりのように、厚生年金は、六十歳から、三〇七、一〇〇円、国民年金は、六十五歳から、一、三〇〇円の通算老齢年金が支給されます。国民年金の繰上請求の場合は、前月号表その3の支給率を乗じた年金額になります。